

江戸川河口だより

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
江戸川河口出張所発行
☎03(3679)1460
2018年3月9日【第62号】

建設現場の環境をより快適に ～快適トイレの紹介～

国土交通省では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みを進めており、その一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレを「快適トイレ」と名付け、国土交通省が行う工事現場では、原則、設置することが義務づけられています。

快適トイレに求める標準仕様は以下のとおりとなっています。

快適トイレの標準仕様

1. トイレに求める機能

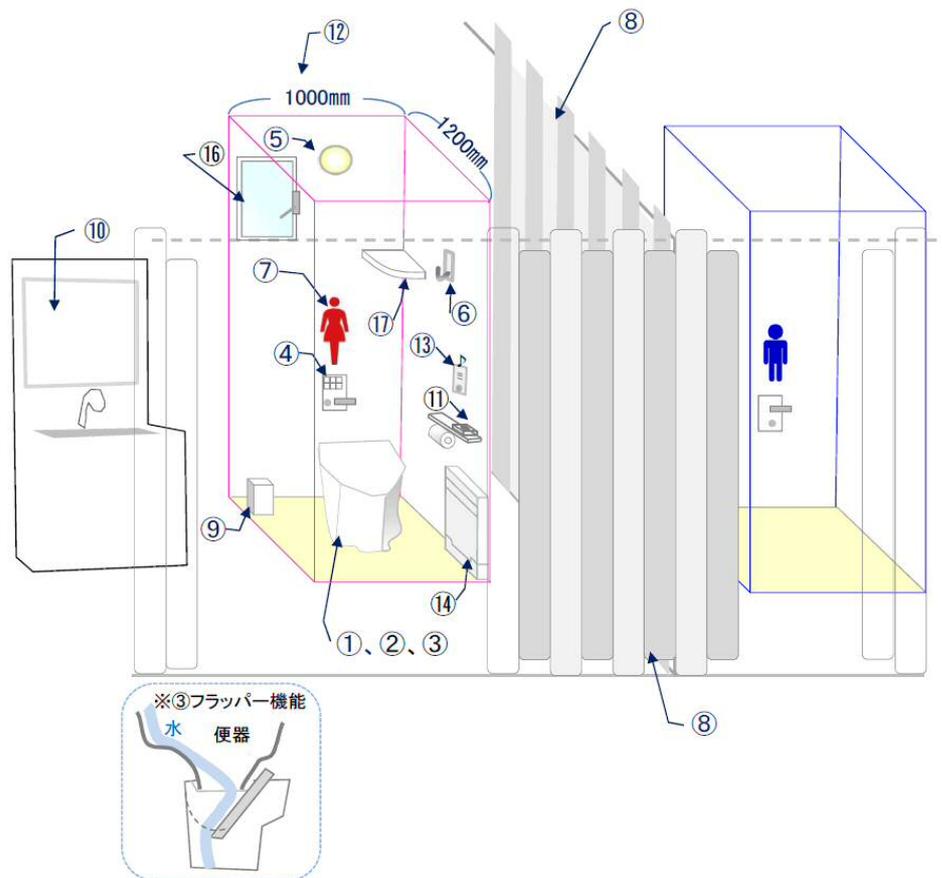
- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をすること)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場
設備機能(耐荷重5kg以上)

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えなような配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭フィッティングボード
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)



快適トイレの標準仕様を満たす事例集

「快適トイレの事例集」につきましては、以下のアドレスよりご覧になれます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001146979.pdf>

江戸川河口だよりは以下のURLまたは右のQRコードからもご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00003.html>



江戸川河口出張所管内に設置されている快適トイレの紹介

江戸川河口出張所管内には以下の3箇所に快適トイレが設置されています。
工事完成にともない、快適トイレは撤去されます。予めご了承下さい。



③に設置されている快適トイレの紹介



《編集後記》

レンタルが中心の建設現場の仮設トイレが「快適トイレ」に変わることで、災害時に避難所等に持ち込まれる仮設トイレも変わるという副次的効果も期待されています。

『江戸川河口だより』編集長 江戸川河口出張所長